

## 67—05.1 P

### 取消理由通知

#### 1. 取消理由通知（特 § 120 の 5）の種類

取消理由通知には、運用上、通常の取消理由通知と、特許無効審判における審決の予告と同様、特許を取り消すべき旨の決定の前に、訂正の機会を特許権者に与えるための取消理由通知（この章 67 において「取消理由通知（決定の予告）」という。）（→ 67—05.5）の 2 種類がある。

#### 2. 取消理由通知の手続

合議体が審理し、特許を取り消すべきと判断したときは、特許権者に取消理由を通知し、相当の期間（標準 60 日（在外者 90 日）→25—01.4）を指定して、意見書の提出及び訂正の機会を与える。なお、特許権者は、特許異議申立書に記載された理由及び証拠に対して意見を述べる必要はない（→67—05 の 2. (3)）。

取消理由を通知するときは、特許権者が意見書等を提出する場合に必要な副本の数（特許異議申立人の数＋参加人の数＋1（審理用））を指定する（特施規 § 4、特施規 § 45 の 6→特施規 § 50 の 4）。

#### 3. 取消理由通知の検討

- (1) 審理にあたっては、全ての特許異議の申立ての理由及び証拠について検討する。
- (2) 取消理由を構成できないときは、特許を維持すべき旨の決定（この章 67 において「維持決定」という。）をする（→67—06 の 3. (2)）。
- (3) 取消理由を構成できるときはこれを、複数の取消理由を構成できるときは原則としてこれらを全て、取消理由とする。また、適用条文が異なる取消理由については、それぞれの適用条文について取消理由とする（→67—05 の 3. 例 1. ～6. 参照）。
- (4) ただし、上記(3)において、複数の取消理由を構成できるときは、事件全体の効率的・合理的な解決が図れるように、事案に応じた適切なものを選び、取消理由とす

することもできる。この場合、何度も通知をしたり、訴訟後に再度別の理由による決定をすることがないように、特許請求の範囲が減縮されることも考慮しつつ、理由及び証拠を検討する。

(追加 H27.2)